**名取市プレミアム付商品券事業　取扱登録事業者募集・換金等に関する実施要綱**

１．実施目的

　　消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券事業が実施されるにあたり、地域商工業者に働きかけ、本事業への参加登録を推進する。加えて、適正かつ迅速な換金を行う。

２．商品券発行者

　　名取市

３．事業運営

　　名取市商工会商業部会、工業部会、サービス業部会

※名取市商工会では販売は一切行わない。

４．発行する商品券の内容

　　　（１）プレミアム付商品券の販売単位は、一単位４千円。

（２）プレミアム付商品券の一枚あたりの額面は、５００円。

　　　（３）販売期間　　　令和元年１０月１日～令和２年２月２８日まで

　　　（４）使用期限　　　令和元年１０月１日～令和２年３月３１日まで（６カ月間）

　　　（５）商品券の使用　①取扱登録事業者にて現金と同様に使用できる。

　　　　　　　　　　　　　②他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、

回数券等、換金性が高く６ヶ月以内の消費に確実につながらないも

の、たばこ購入、国や地方公共団体への支払には使用できない。

　　　　　　　　　　　　　③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法

律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業におい

て提供される役務には使用できない。

④商品券使用の際は、つり銭は出さない。

　　　　　　　　　　　　　⑤商品券の紛失、盗難、認証不能の場合は効力を失う。

　　　　　　　　　　　　　⑥商品券の転売は禁じる。

**購入対象者**

①扶養外住民税非課税一人につき、２万５千円分のプレミアム付商品券を２万円で販売する。

②三歳未満児子育て世帯主一人につき２万５千円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券を２万円に当該対象児童の数を乗じた金額で販売する。

**※今回の商品券は市民全ての方が購入できる訳ではございません。購入対象者の詳細については名取市役所社会福祉課までお問い合わせ願います。**

５．事業内容

　　名取市商工会が担う業務は次のとおりとする。

　（１）取扱登録事業者の募集・登録

　（２）取扱登録事業者が営む事業者で使用されたプレミアム付商品券の換金

　（３）その他（１）、（２）の実施にあたり必要な業務

６．取扱登録事業者募集・登録について

　（１）募集期間　　令和元年６月２０日（木）～７月１９日（月）

　（２）募集方法　　①広報なとり・名取市ホームページ等に募集記事掲載

　　　　　　　　　　②名取市商工会会員事業者へお知らせを発送

　　　　　　　　　　③名取市商工会ホームページに募集記事掲載

④新聞折込チラシによる案内

　　　　　　　　　　⑤その他

　（３）参加資格　　**名取市内で事業を営んでいる事業者。**

　　　　　　　　　　ただし、暴力団、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊

知能暴力集団等、その他これらに準ずるものに該当しないこと。

　（４）登録申請　　登録を希望する事業者は、「名取市プレミアム付商品券事業取扱事業者登録申

請書」により登録申請を行い、取扱登録事業者名簿に掲載する。

　（５）取扱登録事業者の責務

　　　　　　　　　　①名取市プレミアム付き商品券事業取扱登録事業者募集・換金等に関する実

施要綱を遵守すること。

　　　　　　　　　　②商品券使用期間中（令和元年１０月１日～令和２年３月３１日）の取やめ

は認めない。

　　　　　　　　　　③利用者に対し、ルールに則った対応をすること。

　　　　　　　　　　④商品券を受け取った場合、再利用防止のため指定欄にゴム印等で事業所名

を押印すること。

④後日送付するステッカー、ポスターを必ず取扱事業所の目立つ場所に表示

する。また配布したポスター等を利用し、取扱事業所独自の販促物作成を

可能とする。

⑤偽造品や不正に使用されていることが明らかな商品券の受取は拒否し、そ

の事実を速やかに名取市商工会まで報告すること。

　　　　　　　　　　⑥事業の仕入れや債権等支払のための事業資金には使用しないこと。

　（６）取扱登録事業者の登録取消

　　　　　　　　　　実施要綱等に反する行為を行ったときは、当該取扱登録事業者の登録を取り

消すものとする。

７．換金について

　（１）換金方法　　換金申請にあたっては商品券の枚数を数えた上で「換金請求書」に必要事項

に記入し、商品券を添えて、名取市商工会に申請する。名取市商工会は、取

扱登録事業者指定の口座に振り込む。換金期間外の換金は行わない。

　（２）換金受付日　令和元年１０月７日（月）～令和２年４月３０日（木）

　　　　　　　　　　午前９時～午後３時

**※ただし、土・日・祝日、１２月２７日（金）～１月６日（月）は除く**。

　（３）振込手数料　実費負担とする。商品券換金額から差し引くものとする。

　（４）支払日　　　①１～１５日受付分：その月の末日（金融機関営業日外の場合はその翌日）

　　　　　　　　　　②１６～３１日受付分：翌月の１５日（金融機関営業日外の場合はその翌日）

　　　　　　　　　　※支払日は月２回になりますので、なるべく商品券をまとめて換金するよう

ご協力をお願い致します。

８．その他留意事項

　（１）本要綱に記載のない事項については、名取市と名取市商工会が協議の上対応する。

　（２）プレミアム付商品券取扱事業所に参加する小規模店舗については、**名取市商工会が１２月**

**に実施予定の歳末大売り出しに参加を**検討すること。（詳細については後日ご案内いたし

ます。）